

議案第 3 4 号

瑞穂町印鑑条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 4 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の改正及び外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）の廃止に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町印鑑条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町印鑑条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町印鑑条例（昭和 6 0 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「昭和 4 2 年法律第 8 1 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「又は外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）により外国人登録原票に登録されている者」を削る。

第 5 条第 2 項第 1 号中「若しくは」を「又は」に改め、「町長の定めたもの又は外国人登録証明書」を「町長の定めるもの」に改める。

第 7 条第 1 号中「又は外国人登録原票」及び「、又は登録され」を削り、「氏名、氏若しくは名又は氏及び名の各一部を組み合わせ

たもの」を「氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。

第8条第3号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同条に次の1号を加える。

（8）前条第2項の規定により登録するときは、当該氏名の片仮名表記

第13条中「住民基本台帳法又は外国人登録法」を「法」に改める。

第14条第5号を次のように改める。

（5）氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、氏名又は通称の片仮名表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）とき。

第14条第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）、又は登録されている印鑑が第7条第1号に該当したとき。

第17条の見出し中「申請」を「請求」に改め、同条中「印鑑登録証明書交付申請書」を「印鑑登録証明書交付請求書」に、「申請しなければならない」を「請求しなければならない」に改める。

第18条中「申請」を「請求」に改める。

第20条第2項中「認めたとき」を「認めるとき」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第3項中「若しくは」を「又は」に改める。

(瑞穂町手数料条例の一部改正)

第2条 瑞穂町手数料条例(平成12年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中外国人登録に関する証明の項を削る。

(瑞穂町敬老金条例の一部改正)

第3条 瑞穂町敬老金条例(昭和45年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)」を削る。

(瑞穂町心身障害者福祉手当条例の一部改正)

第4条 瑞穂町心身障害者福祉手当条例(昭和48年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき登録され」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(外国人住民の印鑑登録に関する経過措置)

2 町長は、この条例の施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人住民であって施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については、施行日において職権で抹消し、及びその旨を通知するものとする。

3 町長は、この条例の施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人住民であって引き続き印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じたときは、施行日において職権で当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

(心身障害者福祉手当に関する経過措置)

4 この条例の施行の際、改正前の瑞穂町心身障害者福祉手当条例第2条に規定する外国人登録法に基づき登録されている者は、改正後の瑞穂町心身障害者福祉手当条例第2条に規定する住民基本台帳法に基づき記録されている者とみなす。